

関係各位

2021 年 4 月 22 日

ロッテの経営正常化を求める会  
株式会社光潤社  
代表取締役社長 重光宏之

**株式会社ロッテホールディングス及び重光昭夫氏に対する  
取締役解任訴訟の第一審判決に関するお知らせ**

ロッテグループにおける一連の経営上の問題において、お客様、お取引先、社員とそのご家族及びロッテグループを支えて下さっている皆様にご心配をおかけしています事を深くお詫び申し上げます。

株式会社ロッテホールディングス（以下「ロッテホールディングス」）の最大株主である株式会社光潤社（以下「当社」）は、韓国子会社の業務に絡んで贈賄罪・背任罪など複数の罪状で有罪判決が確定しながらもロッテホールディングスの取締役の職にとどまり続けている重光昭夫氏について、取締役から解任すべき事由があるにもかかわらず、昨年 6 月のロッテホールディングスの定時株主総会において同氏の解任を求める取締役解任議案が否決されたことから、会社法 854 条 1 項に基づき、ロッテホールディングス及び重光昭夫氏を被告として、重光昭夫氏をロッテホールディングスの取締役から解任することを求める訴え（以下「本件訴訟」）を東京地方裁判所に提起いたしておりました。

本日、本件訴訟の第一審判決が下されました。東京地方裁判所は、ロッテホールディングス及び重光昭夫氏による、当社による本件訴訟の提起が訴権の濫用又は株主権の濫用に当たるという主張は正当に排斥しました。しかし、ロッテホールディングスは韓国ロッテグループに対して具体的な管理監督を行うことを想定していなかったとして、ロッテホールディングスの取締役である重光昭夫氏が、韓国ロッテグループの関連会社を適切に管理監督する義務を負っていたとは認められず、上記の有罪判決で認定された贈賄罪及び背任罪に該当する重光昭夫氏の行為は、ロッテホールディングスの職務の執行に関して行われたものと評価することはできない等と判断して、原告である当社の請求を棄却いたしました。

当社といたしましては、今回の判決について、重光昭夫氏が日韓ロッテグループの資本構造の頂点に位置するロッテホールディングスの取締役として、日韓ロッテグループに対して負う義務が正しく評価されていないものと考えており、すみやかに控訴をする所存です。今後も、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制を立て直し、ロッテの経営正常化を実現するため尽力してまいりますので、関係者の皆様におかれましては、引き続きご支援及びご協力を賜りますようお願い致します。

以上